

施策評価シート

第2章	施策1	健康づくり・医療
-----	-----	----------

【目指すまちの姿】

○市民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組み、心身とも健やかに暮らすことができます。

【施策の方向性】

(1)健康づくりの推進

- ・健康づくり支援センターなどにおいて、健康づくりの教室等を行うとともに、健康相談、各種検(健)診、予防接種等を実施することで、市民が健康に暮らせる環境の整備を図ります。
- ・健康に関するイベントや各種保健サービスの周知・啓発活動を積極的に行い、市民の健康への意識を高め、主体的な健康づくりを促します。

(2)生活習慣病の予防

- ・糖尿病等の生活習慣病の予防・改善に向け、若年期健康診査や国民健康保険加入者に対し特定健康診査・特定保健指導等を行います。
- ・各種がん検診の実施により、がんの早期発見や早期治療に努め、重症化の防止を図ります。

(3)地域医療体制の充実

- ・市民が安心して医療サービスを受けられるよう、休日や夜間等においても急病人が迅速に医療を受けられる体制の確保や、二次救急医療体制の維持に取り組むとともに、感染症や災害発生等の非常時においても関係機関等と連携した取組を進めます。
- ・市内における産婦人科医療機関の誘致の検討を進めます。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①国民健康保険特定健康診査受診率	53.1% (H30)	目標値	56.0%	57.0%	58.0%	60.0%	60.0%	60.0%	
		実績	46.9%	50.2%	48.4%	49.2%			
②安心して医療機関を利用できると感じている市民の割合	60.0% (R1)	目標値	60.0%	60.0%	61.0%	61.0%	62.0%	62.0%	
		実績	58.1%	61.1%	65.5%	60.2%			

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	健康相談や訪問指導等感染症対策をとりながら市民の健康づくりに取り組むことができた。また、健康づくり支援センターにおいて運動動画の配信を行い、自宅でする健康づくりの取組を推進した。 休日当番医制度や夜間診療所について、医療体制の確保に努めた。また、「救急安心電話相談」などの相談窓口の周知を図った。
	その効果 特定保健指導率は県内で上位の指導率を保っている。 夜間急病診療所利用者349人、二次待機施設利用者数792人、広報による事業周知12回
達成できなかった(見込みない)事項	国民健康保険特定健康診査受診率が目標値を達成できなかった。また、市内における産婦人科の医療機関開設の誘致ができなかった。
	その原因・理由 国民健康保険の特定健診については、新型コロナウイルス感染症の影響によって、加入者が医療機関の受診を控えたことから、結果として受診率の低下につながった。 産婦人科の医療機関開設に係る誘致については、君津木更津医師会産婦人科部会において、君津医療圏域における産婦人科機能は充足されている旨の見解があり、実現することができなかった。
今後の主な課題(積み残し、新規)	健康づくり支援センターについて、公共類似施設の臨海スポーツセンターや民間類似施設(スポーツクラブ、温泉施設)との関係を整理し、施設の統廃合を含めた施設のあり方を検討する。 少子高齢化の状況、医師の働き方改革などを考慮し、地域の医療体制について再検討する。 また、地域の医療機関情報について周知し、必要な人が適切に受診ができるよう支援を行う。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	各事業について、概ね計画どおり実施したことで、健康づくりの環境の整備を図ることができた。 また、休日当番医制度、夜間急病診療所などの地域における医療体制の構築を図ることができている。今後は更なる医療体制の安定化及び充実を目指す。
二次評価	○	施策指標について、目標値を達成できていないものの、コロナ禍における取り組みとして、運動動画の配信を行うなど、健康づくりを推進することができた。 引き続き、市民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、各種教室、相談、検診等の環境整備を図るとともに、国民健康保険特定健康診査受診率の向上に向けた、更なる取組が必要である。 また、市民が安心して医療サービスを受けられるよう、体制の確保や維持に取り組む必要がある。

※評価区分
◎: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
△: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
□: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)

施策評価シート

第2章	施策2	地域福祉
-----	-----	------

【目指すまちの姿】

○市民・地域・行政の連携による福祉活動の支え合いの仕組みや、自立に向けた支援体制が整い、市民誰もが安心して自分らしい生活を送ることができています。

【施策の方向性】

- (1)地域福祉の推進
- ・地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動を促進していくために、連携・交流の場である拠点（サロンの整備や、地域の子どもたち向けの子ども食堂の運営支援などに取り組めます。
 - ・各地区の福祉活動における中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援します。
 - ・地域の福祉活動を活性化させるため、担い手であるボランティアの育成や、ボランティアによる活動への支援を行います。
- (2)生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進
- ・生活困窮者が抱える問題についての相談体制を充実させるとともに、就労を望む人には対象者の適性に応じた就労先確保の支援を行うなど、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を行います。
 - ・世代間で貧困を連鎖させないため、生活困窮世帯の子どもに学習機会や居場所を提供し、適切な学習習慣や日常生活習慣等の形成を図ります。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①地域で支え合って安心して暮らしている市民の割合	59.1% (R1)	目標値	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%	
		実績	61.0%	63.9%	62.3%	59.7%			

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	サロンの開設支援等を行い、地域の連携・交流の場である拠点を整備することができたほか、地区社会福祉協議会やボランティアセンター活動を支援することができた。 また、生活困窮者が生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことができた。加えて、生活困窮世帯の子どもが将来自立した生活ができるよう学習支援を行った。
	地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動の基盤となるサロンが市域に広がってきている。 また、生活困窮者の相談体制の充実による、各種給付等の制度活用や就労支援等の自立支援により、生活の安定と福祉の向上が図られた。
達成できなかった(見込めない)事項	地域の連携・交流の場である拠点（サロン）の整備地域は広がったが、開催数や参加者数は減少している。 また、ボランティア参加延べ人数も減少している。
	その原因・理由 新型コロナウイルス感染症の影響で、サロンの開催を自粛している地区や会場があった。また、ボランティアについても、活動の場である福祉施設等からの要請がほぼ無かった。
今後の主な課題 (積み残し、新規)	地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、属性ごとの既存事業の隙間を埋める包括的な支援体制を構築する必要性が高まっている。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進については、相談体制の充実等により自立に向けた包括的な支援を行い、生活保護世帯の増加の抑制に寄与した。 地域福祉の推進については、各地区の福祉活動の中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援したほか、子ども食堂の運営支援のための補助金を創設し、地域福祉の推進を図った。新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、サロンやボランティアの参加者も回復していくものと見込んでいる。
二次評価	○	施策指標の目標値を達成できており、地域福祉の推進、生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進に着実に取り組むことができた。 引き続き、市民・地域・行政の連携による福祉活動の支え合いの仕組みや、自立に向けた支援体制が整い、市民誰もが安心して自分らしい生活を送ることができるよう、活動への支援や地域の多様な福祉ニーズに応えることができるよう体制を構築する必要がある。

※評価区分
◎: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
△: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
□: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)

施策評価シート

第2章	施策3	高齢者福祉
-----	-----	-------

【目指すまちの姿】

○地域の実情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、高齢者がいきいきと可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができています。

【施策の方向性】

(1)介護予防の推進

- ・地域住民、医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等、地域の関係者と連携を図り、高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態となっても重度化を防ぐための取組を推進します。

(2)住み慣れた地域での生活支援

- ・地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、要介護認定者向けに介護サービスの基盤整備を推進します。また、介護人材の確保・定着を図るため、研修受講や資格取得を支援します。
- ・世代間で支え合いながら生活できる住宅取得の支援や移動手段をもたない高齢者の移動支援等に取り組みます。

(3)地域で支え合う仕組みづくりの推進

- ・住民主体による、高齢者の生活支援・介護予防活動の充実を図ります。
- ・認知症の方とその家族が安心して生活していくことができるように、認知症に対する理解を深め、地域における見守りを充実します。

(4)高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

- ・一人ひとりの高齢者が、それぞれの経験や技能を活かしながら社会的役割や生きがいをもって活動・活躍できるよう支援します。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①要介護認定率	13.6% (H30)	目標値	14.3%	15.0%	15.7%	16.3%	17.0%	17.6%	
		実績	14.2%	14.3%	15.0%	15.2%			
②住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたいと思う高齢者の割合	79.3% (H29)	目標値	79.5%	—	—	80.0%	—	80.0%	
		実績	86.3%	—	—	80.4%	—		
③地域活動に参加したことがある高齢者の割合	61.9% (R1)	目標値	62.1%	62.3%	62.5%	62.7%	62.9%	63.0%	
		実績	60.7%	61.7%	64.8%	72.9%			

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項	介護予防の推進については、一般介護予防事業において、住民主体の活動であるいきいき百歳体操の活動の普及、活動支援を行うことにより63団体が活動しており、介護予防の取組を推進することができた。 住み慣れた地域での生活支援については、計画していた小規模多機能型居宅介護事業所(1施設)については応募事業者がなく整備することはできなかったが、看護小規模多機能型居宅介護事業所(1施設)を令和3年4月に開設することができた。また、認知症対応型共同生活介護(1施設)と地域密着型介護老人福祉施設(1施設)については、公募により整備運営事業者を決定し、令和5年度中の開設に向けて整備を進めている。令和2年度から介護職員初任者研修・主任介護支援専門員研修の受講費用と介護支援専門員資格の取得費用に対する補助制度を開始した。新型コロナウイルス感染症の影響(補助対象となる研修の中止、介護施設における感染対策の強化等)により計画値には届かなかったが、介護人材の確保・定着を図ることができた。世代間支え合い家族支援事業により、高齢者と子等が世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、家族の絆の再生を図ることができた。高齢者移動支援事業により、居宅で生活する移動手段を持っていない高齢者世帯に対しタクシー料金を助成することで移動を支援することができた。 地域で支え合う仕組みづくりの推進については、生活支援体制整備事業により、住民主体の支援活動団体数を増やすことができた。
	介護予防の取組により自身の要介護状態の予防を図ることができた。 介護保険サービス事業所の整備により、施設入所待機者の受け皿を含め、介護サービスの基盤確保を図るとともに、介護人材を確保することで、介護保険サービスの安定的な提供が図られ、要介護認定者等が住み慣れた地域で安心して生活することができる体制を整備することができた。また、高齢者の移動支援を行うことで住み慣れた地域での生活支援を図ることができた。 高齢者の生活を支える担い手となる住民主体の支援活動団体数が増加したこと、多世代家族の形成を図ったことにより、地域の支え合いづくりの体制づくりを推進することができた。
達成できなかった(見込みない)事項	地域包括支援センターの機能強化については、令和3年度から令和7年度の強化方針を定め、令和4年度に開設するため長浦地区の事業者選定を行ったが選定に至らず達成できなかった。
	その原因・理由 地域包括支援センターの事業者選定について、人員配置基準を満たすことが難しいという理由から事業者が提案辞退したため。
今後の主な課題(積み残し、新規)	いきいき百歳体操について、活動自体が浸透してきた反面参加者数は頭打ちとなっており、今後、活動団体数の増加は緩やかになるものと予想される。 地域包括支援センターの体制強化については、当初の方針を一部変更し引き続き取り組む。 新型コロナウイルス感染症の影響により自粛した各種活動等の再開を図る必要がある。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	○	介護予防の取組を推進することにより要介護認定率が計画値を下回ることができた。 要介護状態となったときのための介護サービスの基盤整備のほか、高齢者が自立した生活を行うための施策により高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう体制整備を図ることができた。
二次評価	○	成果指標は、概ね目標値どおりである。特に、要介護認定率が昨年度から0.1%の上昇に留まっており、介護予防の推進を図ることができた。 引き続き、地域の実情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、高齢者がいきいきと可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができるように取組の更なる推進が必要である。 新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛している活動について、感染状況を見極め、感染防止対策を講じた再開について検討する必要がある。

※評価区分
◎: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
△: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
□: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)

施策評価シート

第2章	施策4	障がい者福祉
-----	-----	--------

【目指すまちの姿】

○障がいの有無に関わらず、地域全体で支え合う社会を築くことにより、障がいのある人が、安心して、自分らしく生活を送ることができています。

【施策の方向性】

- (1)障がいのある人の自立生活支援の推進
- ・障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、幅広い分野に関する相談に対応します。
 - ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置により、相談支援の機能を強化し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。
 - ・障がいのある児童に対しては、早期診断と適切な治療や訓練を行うことにより、その自立を支援します。
 - ・障がいのある人が状況に応じて安心して働くことができるよう、地域での障がい者の就業を支援します。
- (2)障がいのある人を支える生活環境の整備
- ・障がいのある人が日常生活をより円滑に営むための各種支援を行うとともに、障がいのある人を支える人材の育成や公共施設等のバリアフリー化を推進し、生活しやすい環境を整備します。
- (3)権利擁護の推進
- ・障がいのある人への虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を推進します。
 - ・判断能力の不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

【施策指標の達成状況】

指標名	現状値		第1期実施計画期間			第2期実施計画期間			R7目標値 達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
①車椅子の方や障がいのある人が楽に出歩ける環境だと思う市民の割合	19.7% (R1)	目標値	20.2%	20.7%	21.2%	21.7%	22.2%	22.7%	
		実績	20.2%	20.8%	21.8%	24.7%			
②障がいのある人が安心して暮らしていると感じている市民の割合	26.4% (R1)	目標値	26.7%	27.0%	27.3%	27.6%	27.8%	28.0%	
		実績	27.8%	28.7%	31.6%	31.0%			
③就労移行支援事業の利用者数(累計)	26人 (H30)	目標値	27人	27人	28人	28人	29人	29人	
		実績	29人	28人	31人	31人			

【効果・検証】

達成できた(見込み)事項		相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援した。障がい児等の自立を支援するため、早期診断や療育支援を実施した。障がいのある人に対して、日常生活をより円滑に行うために必要となる各種日常生活用具の給付等を行った。成年後見制度に関する相談窓口の設置や市民後見人の育成などを行う協議会の運営等を行う、地域連携の中核となる機関を設置した。
	その効果	障がいのある人からの多様な相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助等を行い、障がいのある人の住み慣れた地域での生活や自立した日常生活、社会生活に寄与した。 障がい児等の障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができた。 障がいを持つ人などの物事を判断する能力が充分でない者からの相談に対し、関係機関と連携し、相談者の権利や生活の保護を図ることができた。
達成できなかった(見込めない)事項		障がい児等に対する支援ニーズが急増しており、希望者が十分な療育等を受けることができない状況となっている。
	その原因・理由	障がい児等への支援ニーズの急増に対して、サービスの提供体制が不足している。
今後の主な課題 (積み残し、新規)		今後も障害福祉サービスの利用者数の増加とともに、支援ニーズの多様化が想定されることから、支援ニーズや課題に適切に対応するため、基幹相談支援センターを中核とした地域の相談支援体制の整備やサービスの提供体制の整備を図る必要がある。
		低年齢期に療育支援を受けることは療育の効果が高まるとされており、将来的な重度化の防止や支援ニーズの低減に寄与すると考えられることから、障がい児等に対する療育、相談支援体制の充実を図る必要がある。

【総合評価】

	評価区分	理由
一次評価	◎	社会情勢や支援ニーズの変化に対応して制度の充実を図るとともに、障害福祉サービス事業所を始めとする関係機関と連携し、障がい者の生活を地域全体で支えるための体制を整え、障がいのある人が、安心して、自分らしく、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことができた。
二次評価	○	成果指標は、目標値を達成できており、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助等を行い、障がいのある人の自立した日常生活、社会生活に寄与することができた。 引き続き、幅広い分野に関する相談に対応し、必要な情報や福祉サービスの利用援助等を行うことで、障害がある人が、安心して、自分らしく生活を送ることができるよう地域全体で支え合う社会の構築が必要である。 また、障がい児等への支援ニーズの高まりに対応できる相談支援の体制や福祉サービスの充実を図る必要がある。

※評価区分 ◎: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を達成した(十分に達成できる見込みである)
○: (「施策の方向性」に掲げている) 目標を概ね達成した(達成できる見込みである)
△: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をあまり達成できていない(やや未達成の見込みである)
□: (「施策の方向性」に掲げている) 目標をほとんど達成できていない(達成には程遠い見込みである)